

# 中学校の部活動を目的とした 学区外からの通学は原則できません！！

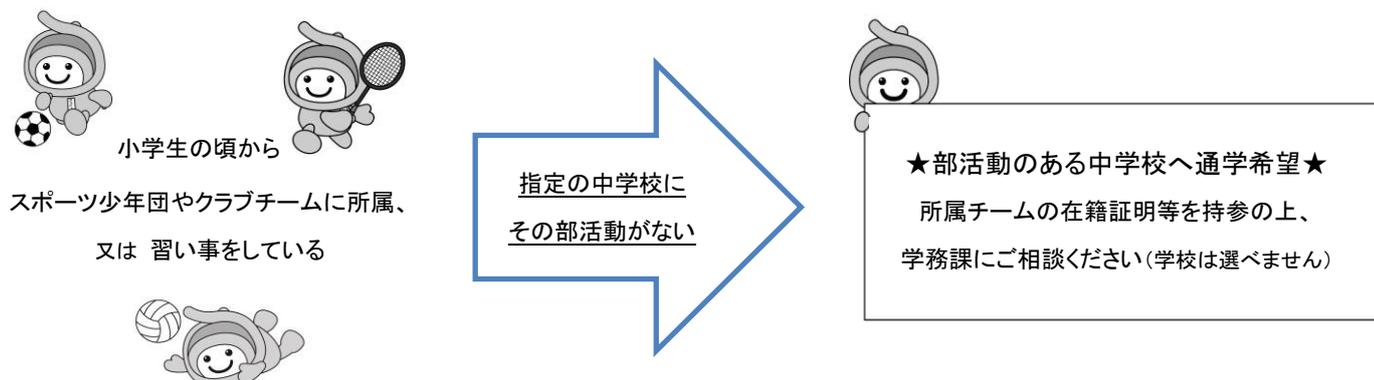
上尾市では、住民登録地によって通学する学校を指定しています。

入部したい部活動がある学校の学区内に住民登録を置き、他の居所（転入前の住所地等）から通学することはできません。住民登録地外から通学していることを確認した場合は、居所の指定校に転校していただきます（自宅訪問や住民登録地の電気・ガス・水道の使用がわかる証明等の提出を求める場合がございます）。

子どもたちの安全確保のため、住民登録地にお住まいいただき、学校が指示する通学方法に従って通学してください。

ただし、以下のような条件に該当する場合は、学区外からの通学が認められますので学務課にご相談ください。

## 【例外として部活動で学区外からの通学が認められる場合】



## 【部活動以外で学区外からの通学が認められる場合】

- 在籍中に引っ越しをしたが、卒業まで入学した中学校へ通学したい。
- 特別支援教育が必要だが、住民登録地の指定校には特別支援学級がない。
- 家庭の事情により住民票が異動できないが、生活の実態(居所)が上尾市内にある。  
など

《お問い合わせ》

上尾市教育委員会 学校教育部学務課  
就学担当 TEL:048-775-9604 (直通)